

給付金対象チェック



厚生労働省
給付金キヤラクター
カクニンジャ

スタート

平成26年1月1日に大館市に住民登録がありましたか？

はい
平成26年1月1日の住所地に
お問い合わせください。

はい
平成26年1月1日に生活保護を受けていましたか？

はい
平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給していませんか？

はい
平成26年度の市民税・県民税は非課税ですか？
※4ページの表1を参照してください。

はい
対象ではありません。

はい
平成26年度の市民税・県民税が課税されているかたに扶養されていますか？

はい
平成25年中の所得は児童手当の所得制限額以上ですか？
※4ページの表2を参照してください。

はい
公務員ですか？

はい
子育て世帯給付金

いいえ
子育て世帯給付金

いいえ
子育て世帯給付金

いいえ
臨時福祉給付金

いいえ
臨時福祉給付金

いいえ
子育て世帯給付金

いいえ
子育て世帯給付金

申請の仕方

対象と思われるかたに、7月1日付けで申請書を送付しています。必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。また、窓口でも受付しています。

※各地区公民館に出張窓口を開設します。申請書に日程表を同封します。で、確認のうえご利用ください。

申請期間
7月1日(火)～12月26日(金)
※郵送の場合は12月31日(水)消印有効。
※期間外の申請や平成26年1月1日時点で大館市に住民票がないかたの申請は原則受け付けません。

※DV被害により避難しているかた等はご相談ください。

支給方法
指定の口座に振り込み

給付金Q&A
Q 基準日(平成26年1月1日)の翌日以降に引越した場合は給付金の受け取りは、どうなりますか？

A 基準日の時点で住民基本台帳に登録されている市町村が申請窓口となります。

Q 基準日に生まれたかたは給付金の対象になりますか？

A 基準日に出生したかたについては、出生日に住民基本台帳に登録されることになるので、他の支給要件を満たせば支給対象になります。

※基準日の翌日以降に出生したかたは、支給対象になりません。

Q 基準日以降から支給決定がされる前に亡くなられたかたは給付金の対象になりますか？

A 基準日及び基準日の翌日以降から支給決定される前の間に亡くなられたかたは、支給対象になりません。

Q 支給対象者に外国人は含まれますか？

A 国内で生活しているかたは、国籍に関係なく消費税率の引上げの影響を受けます。そのため、基準日時点で住民基本台帳に登録されているかたで、給付金の支給が決定される日において、中长期在留者等であるかたは、支給対象に含まれます。



振り込め詐欺 個人情報情報の詐取

ご注意ください。

ご自宅や職場などに、市や厚生労働省の職員などを名乗る不審な電話や郵便があった場合は、迷わず給付金相談窓口や大館警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。